

## 船舶戦争保険航路定限(2019年3月15日)

世界航路。ただし、次に掲げる水域(以下、「除外水域」といいます。)を除きます。

- (A) Nigeria
- (B) Benin
- (C) Togo
- (D) Gulf of Guinea (\*1)
- (E) Somalia
- (F) Syria
- (G) Iraq (\*2)
- (H) Saudi Arabia
- (I) Israel
- (J) Lebanon
- (K) Yemen
- (L) Eritrea (\*3)
- (M) Indian Ocean / Arabian Sea / Gulf of Aden / Gulf of Oman / Southern Red Sea (\*4)
- (N) Venezuela (\*5)
- (O) Iran
- (P) Libya
- (Q) Pakistan

上に掲げる全ての除外水域は特に他の定めがない限り陸上から12哩の海上施設・設備および水域を含みません。

ただし、次に掲げる除外水域は、通過のみの場合、航路定限外航行としません。(寄港する場合の他、貨物や備品、人員等の受渡のために航行を中断する場合は航路定限外航行となります。)

- Gulf of Guinea (Togo、Benin および Nigeria 沿岸から30哩以上の沖合いに限ります。)
- Saudi Arabia
- Yemen
- Venezuela

- (\*1) Togo、Benin および Nigeria 沿岸、Ghana および Togo 国境の沿岸から(3.00-0N、1.12-0E)まで引いた線、(3.00-0N、1.12-0E)から(3.00-0N、8.00-0E)まで引いた線、(3.00-0N、8.00-0E)から(4.00-0N、8.31-0E)まで引いた線、(4.00-0N、8.31-0E)から Nigeria および Cameroon 国境の沿岸まで引いた線により囲まれる水域
- (\*2) Al Basra(旧 Mina al Bakr)、Khor al-Amaya への寄港、および同国沿岸から12哩を超えて50哩以内の水域(他国の水域は除く)にある Iraqi offshore oil terminals への寄港を含みます。
- (\*3) 15.00-0N 以南の水域のみ。
- (\*4) 15.00-0N(紅海上)、58.00-0E(オマーン湾上)、65.00-0E、12.00-0S により囲まれる水域。ただし、特に他の定めがない限り隣接する国の沿岸から12哩以内の水域を除きます。
- (\*5) Venezuela 本土沿岸から200哩以内の排他的経済水域内にある海上施設を含みます。ただし、Venezuela が領有していない島、属領および他国から領海12哩内にある海上施設を除きます。